

沖縄振興特別措置法に基づく分野別計画について

平成 20 年 1 月
内閣府沖縄担当部局

< 1 > 沖縄振興計画の 4 つの分野別計画

- (1) 観光振興計画 (2) 情報通信産業振興計画 (3) 農林水産業振興計画
(4) 職業安定計画

* 計画作成者：沖縄県知事が計画を作成。県知事は主務大臣に協議し、同意を求めることができる。

< 2 > 主務大臣の同意

・ 主務大臣

観光振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

情報通信産業振興計画：内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

農林水産業振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣

職業安定計画：内閣総理大臣、厚生労働大臣

- ・ 同意に当たっては、主務大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会の意見を聴くことが必要

< 3 > 現分野別計画の主な内容

- ・ 計画の意義・性格、計画期間、施策の方針、施策の展開等を記述
- ・ 計画期間はいずれも 3 年間(平成 17 年度～19 年度)
- ・ 観光振興計画においては、観光振興地域を指定
- ・ 情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区を指定

< 4 > 第 3 次分野別計画の策定に向けたスケジュール

平成 20 年 1 月 24 日	沖縄振興審議会・同総合部会にて素案（パブコメ案） 審議
1 月 30 日～3 月 2 日	パブリックコメントの実施（沖縄県）
3 月上旬	3 次分野別計画県案決定（県沖縄振興推進委員会）
3 月中旬	主務大臣提出
3 月下旬	沖縄振興審議会・同総合部会による審議 主務大臣同意

- < 5 > 第 3 次分野別計画は、沖縄振興計画（平成 14 年度～23 年度）と合わせるため 4 年間（平成 23 年度まで）を対象。